## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法	規	12問 ]	- 3 時間
無線	匚学	24問 「	9 时间

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法(第25条)の規定に照らし、

入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
② ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を C してはならない。

A B C

	A	В	C
1	自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又はふくそう	①の調査の用に供する目的以外の目的 のために利用し、又は提供
2	電波の能率的な利用に関する調査を行う	電波の利用状況	①の調査の用に供する目的以外の目的 のために利用し、又は提供
3	電波の能率的な利用に関する調査を行う	混信又はふくそう	他人に利益を与え、又は他人に損害を 加える目的に使用
4	自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	他人に利益を与え、又は他人に損害を 加える目的に使用

- [2] 固定局の予備免許中における工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法(第8条、第9条、第11条及び第19条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限(期限の延長があったときは、その期限)経過後3週間以内に電波法第10条(落成後の検査)の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否することができる。
  - **2** 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。 ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
  - 3 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事 落成の期限を延長することができる。
  - 4 総務大臣は、予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- [3] 通信方式の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
  - 2 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
  - 3 「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。
  - 4 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

	らし	· <u></u>	れるべき最も適切な <sup>4</sup> 度、電力東密度及び磁束密	字句の組合せを下の1から4までの stgをいう。	のうちから一つ選ん	₹.
	定 次 (1) (2) (3)	かる値を超える A D(1)から(4)までに 平均電力が C 移動する無線局の	本 に B のほ 掲げる無線局の無線 ] 以下の無線局の無 無線設備 、津波、雪害、火災	れる電波の強度が電波法施行規則 まか容易に出入りすることができな 設備については、この限りではな 線設備 、暴動その他非常の事態が発生し	いように、施設をい。	しなければならない。ただし、
	(4)	(1)から(3)までに		電波法施行規則第21条の4の規	定を適用すること	が不合理であるものとして総
		A			В	С
	1	場所(人が出入り)	するおそれのあるい	かなる場所も含む。)	無線従事者	20ミリワット
	2			の他出入りする場所に限る。)	無線従事者	10ミリワット
	3			かなる場所も含む。)	取扱者	10ミリワット
	4			の他出入りする場所に限る。)	取扱者	20ミリワット
	1 2 3 4	放送の業務の用に電気通信業務の用	供する無線局の無線 に供する無線局の無			
[6]	条及べ。 ① ②	なび第51条)の規 なお、同じ記号の 無線従事者は、そ 無線従事者は、 うとするときは、申 を含む。以下同じ。)	定に照らし、 内には、同 の業務に従事してい B に変更を生じ		の組合せを下の 1 いなければならな 若しくは失ったた	から <b>4</b> までのうちから一つ選 い。 めに免許証の再交付を受けよ
	(	2) 写真1枚		。/ ( <b>B</b> に変更を生じたときに!	退ろ.)	
	3	無線従事者は、免	許の取消しの処分を	受けたときは、その処分を受けた免許証の再交付を受けた後失った	日から C に	
		A	В	C		
	1	携帯	氏名	10日以内		
	2	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内		
	3	無線局に保管	氏名	3 0 日以内		
	4	携帯	氏名又は住所	3 0 日以内		

[4] 次の記述は、電波の強度(注)に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第21条の4)の規定に照

[7]			さべたものである。 電波法 (第59彡 「の1から4までのうちから一つ選	条及び第109条)の規定に照らし、 べ。
	注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)	第1項又は同法第1	64条(適用除外等)第3項の通信である。	ものを除く。
1)	何人も法律に別段の定めがある場 してはならない。	合を除くほか、	、 <b>A</b> を傍受してその存在若し	くは内容を漏らし、又はこれを窃用
2	Bに係る無線通信の秘密を	漏らし、又は窃	開した者は、1年以下の懲役又は	50万円以下の罰金に処する。
3	 無線通信の業務に従事する者がそ に処する。	の業務に関し	知り得た②の秘密を漏らし、又は領	窃用したときは、 C 以下の罰金
	A		В	С
1	特定の相手方に対して行われる無	線通信	無線局の取扱中	2年以下の懲役又は100万円
2	総務省令で定める周波数により行			2年以下の懲役又は100万円
3	総務省令で定める周波数により行			3年以下の懲役又は150万円
4	特定の相手方に対して行われる無	線通信	通信の相手方の無線局	3年以下の懲役又は150万円
	次に掲げる場合のうち、無線局がな (第57条)の規定に照らし、下の			<b>い場合に該当するものはどれか。電波</b>
1	総務大臣が行う無線局の検査に際	してその運用を	を必要とするとき。	
2	実用化試験局を運用するとき。			
3	無線設備の機器の試験又は調整を	行うために運用	用するとき。	
4	工事設計書に記載された空中線を	使用することだ	ができないとき。	
	次の記述は、固定局の検査について 適切な字句の組合せを下の1から4			に照らし、 内に入れるべき最
	の無線設備等 (注1) を検査させる。			で定めるものを除く。)に派遣し、そ
(A)	注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数			→ B 前までに、当該無線局の無
	線設備等について電波法第24条の行う者を除く。)が、総務省令で定め に合致しており、かつ、その無線従い旨を記載した証明書の提出があっ	2 (検査等事業) るところによ 事者の資格及で たときは、①	業者の登録)第1項の登録を受けたり、当該登録に係る検査を行い、当 び員数並びに時計及び書類が電波法	上者 (無線設備等の点検の事業のみを 台該無線局の無線設備がその工事設計 法の関係規定にそれぞれ違反していな できる。
	A	В	C	
1	毎年1回	1月 -	一部を省略	
2	総務省令で定める時期ごとに	1月 省	<b></b>	
3	毎年1回	3月 省	<b></b>	
4	総務省令で定める時期ごとに	3月 -	一部を省略	

[10]	次の	記述は、	非常の場合	・の無線通信	言について	述べたも	のである。	電波法	(第7	4条及び第	74条の2)	の規定に照	らし、
		内に入	れるべき最	も適切な字	句の組合	せを下のこ	1から4ま	でのうち	からー	-つ選べ。			

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B ことができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

 A
 B
 C

 1 交通通信
 電気通信事業者に要請する
 無線従事者

2 交通通信 無線局に行わせる 免許人又は登録人

3 電力の供給 無線局に行わせる 無線従事者

4 電力の供給 電気通信事業者に要請する 免許人又は登録人

- [11] 次に掲げる場合のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法(第79条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 正当な理由がないのに、無線局の運用を6月以上休止したとき。
  - 2 日本の国籍を失ったとき。
  - 3 無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
  - 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- [12] 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法(第 21条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 免許状を訂正することについて、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。
  - 2 遅滞なく、免許状に記載した事項に変更を生じた旨を総務大臣に届け出なければならない。
  - 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
  - 4 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。